

令和8年度

朝日浄水場 天日乾燥床管理業務委託

特記仕様書

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、「令和8年度 朝日浄水場 天日乾燥床管理業務委託」に適用する。

2 業務名

令和8年度 朝日浄水場 天日乾燥床管理業務委託

3 業務概要

朝日浄水場構内にある天日乾燥床の浄水汚泥を掻き取り、運搬処分業者（別途委託）へ引き渡すとともに、天日乾燥床の砂の補充・敷き均し、除草及び弁室清掃を行う業務である。

4 業務場所

鶴岡市行沢 地内

5 履行期間

自 令和8年 月 日（契約締結の日）

至 令和8年12月18日

6 業務委託範囲

本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

7 法令等の遵守

従事者の雇用並びに業務の施行にあたり、受注者は「労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法」等の関係法令を遵守しなければならない。

8 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者側の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

(1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、業務施行中、交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。

(3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。

(4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。

(5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業責任者は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (4) 酸欠危険箇所である弁室に入る際は、酸素濃度を測定し、酸欠の危険がないことを確認すること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかななければならない。

4 既設備損傷時の修復

作業中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

No	品目	様式	提出期限	部数
1	打合せ議事録	A4版	打合後5日以内	2
2	業務計画書	〃	契約後速やかに	2
3	業務報告書	〃	完了後直ちに	1
4	作業写真、着工前及び完了写真	〃	〃	1
5	業務完了報告書	〃	〃	2
6	その他必要な書類	任意	監督職員の指示による	

第2章 業務委託内容

1 業務委託内容

(1) 掘削

天日乾燥床 No. 1～12 に堆積した汚泥及び砂（以下、土砂等という。）を掘削する。掘削面は天日乾燥床縁上端面から 1,120mm の面とする。

(2) 積込み

掘削した土砂等をトラックへ積み込む。

(3) 運搬

トラックへ積み込んだ土砂等をストックヤードで保管するため運搬する。

なお、ストックヤードの堆積高は最大 1,000mm とし、流れ出さないように考慮すること。

運搬にあたっては、汚泥運搬を許可された車両により適正に運搬を行うこと。

(4) 土砂等の積込

ストックヤードに保管中の土砂等を別途委託である「令和8年度 朝日浄水場 発生汚泥運搬処分業務委託（仮称）」の契約者（以下「処分業者」という）のトラックに積み込みを行い引き渡す。

(5) 敷均し

掘削した天日乾燥床に既設と同等品質の砂を補充し、天日乾燥床縁上端面から 1,100mm（仕上面）で敷き均す。

(6) 天日乾燥床整備

天日乾燥床内の人力除草（約 1000m²）、弁室清掃（約 8 m³×24 箇所）を行う。

(7) スtockヤード汚泥乾燥促進作業

ストックヤードに運搬した汚泥を重機等で薄く広げる。別途指示した場合は上記汚泥の天地替えを行う。

2 予定数量

(1) 天日乾燥床からストックヤード

作業項目	作業内容	予定数量（m ³ /年間）
床掘削	バックホウ・人力による土砂等の掘削	720
土砂等運搬	天日乾燥床からストックヤードへの積込・運搬	720

(2) スtockヤードからトラックへの積込

作業項目	作業内容	予定数量（m ³ /年間）
積込	処分業者、発生土購入希望者のトラックへ土砂等の積み込み	580

(3) 敷均し

作業項目	作業内容	予定数量 (m ³ /年間)
敷均し	バックホウ・人力による 砂の補充・敷均し	210

3 業務上の注意事項

- (1) 作業は原則として平日の8時30分より17時15分までとする。
- (2) 業務実施時期については監督職員との協議のうえ決定するが、汚泥の含水率85%以下で実施する必要があるため、天候により時期及び数量が変更になる場合がある。
- (3) 土砂等の処分の際は、関係者間で積み込みの作業手順、作業日時の調整を行うこと。
- (4) 土砂等の掘削面のレベルを変更する必要が発生した場合、変更指示を出すことがある。
- (5) 各床、掘削完了時及び敷均し完了時に、立会いのもと掘削面及び仕上り面の測量を行う。測量は各床、10箇所以上測定すること。
- (6) 既設備に損傷を与えないよう十分に気をつけること。特に、掘削作業時や大型車搬入時に路面へ損傷を与えないよう、必要に応じて養生等を行うこと。
- (7) 受注者は作業期間中、交通及び施設管理上支障とならないよう現場管理を行うとともに、機械、資材等を仮置きする場合は、指定場所に整理のうえ保管すること。
- (8) 浄水場構内での作業にあたっては、作業箇所以外に汚泥等の飛散が無いよう環境整備に努めること。
- (9) 実績計測された処分量を基準として、業務完了時に精算する。
- (10) 土砂等（発生土）の購入希望があった場合は、ストックヤードでの分別及び積み込みに協力すること。